

ID: 242

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収猶予の取消し		
例規名 根拠条項	聖籠町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程 第8条第1項		
例規番号	平成22年 企業管理規程第11号		
<p>【根拠条文】 (徴収猶予の取消し)</p> <p>第八条 管理者は、前条の規定により分担金の徴収猶予を受けた受益者について、その理由が消滅したとき、又は徴収猶予することが適当でないと認めるときは、その分担金の徴収猶予を取り消し、徴収猶予に係る分担金を徴収することができる。</p> <p>2 管理者は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、公共下水道区域外流入分担金徴収猶予取消通知書(別記様式第五号)により当該受益者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日